

事業の目的及び運用の方針

一般財団法人北陸予防医学協会は、社会の保健福祉の向上に貢献し、総合的健康サービス機関として、「高齢者の医療の確保に関する法律」にもとづく特定健診・保健指導を推進するとともに、常に質の高い健診と保健サービスを提供することに努めます。

糖尿病等の生活習慣病の予備群に対する保健指導の第一の目的は、生活習慣病に移行させないことです。そのための特定保健指導では、対象者自身が健診結果を理解して体の変化に気づき、自らの生活習慣を振り返り、生活習慣を改善するための行動目標を設定するとともに、自ら実践できるよう支援し、対象者が自分自身の健康に関するセルフケア(自己管理)ができるようになることを目的とします。

また、特定保健指導の運営等に関し、利用者の利便性に配慮した保健指導を実施するなど対象者のニーズを踏まえた対応や、保健指導サービスの質の向上を図り、「特定保健指導の事業運営についての重要事項に関する規定」を作成し、平成19年4月厚生労働省健康局「標準的な健診・保健指導プログラム(確定版)」、平成25年4月厚生労働省保険局「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き」に定める内容の保健指導を適切に実施いたします。

一般財団法人 北陸予防医学協会